⑹　工事の実施形態

①　本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

④　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日促進工事（発注者指定方式）」の試行工事である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

⑤　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行実施である。

⑥　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「エレベーター保守管理業務に関する覚書」を交換する。また、当該工事の完了時までに「エレベーター保守管理業務に関する覚書」に基づき、「協定書」を締結する。

⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構関西地区における令和３・４年度の一般競争参加資格について、建築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構関西地区における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　次に掲げる工事の実績を有する者であること。単体で申請の場合は①、共同で申請の場合は②による。

①　単体で申請の場合は、以下の条件を満たすこと。

平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に元請として完成し引渡しが済んでいる本工事と同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（＊１）、かつ80戸以上（＊２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事とする。

（＊１）　一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が６階建て以上であること。（以下すべて同様。）

（＊２）　一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。（以下すべて同様。）

②　共同で申請の場合は、以下の㋑及び㋺の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⑽の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⑽に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

㋑　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たす者であること。

㋺　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30％以上（２社）、20％以上（３社）の場合のものに限る。）

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（＊１）、かつ50戸以上（＊２）の共同住宅（１戸当り専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

①　単体で申請の場合、以下の㋑～㋩の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

㋑　一級建築士又は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。

㋺　平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引き渡しが済んでいる上記⑸①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。また、対象建築物の工事着工日（工事に着手する日）から竣工日（建築主事及び施主等による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確認日）までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。

㋩　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㋥　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

②　共同で申請の場合の代表者は、上記①㋑～㋥の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

③　共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①㋑、㋩、㋥及び上記⑸②㋺に掲げる同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30％以上（２社）、20％以上（３社）の場合のものに限る。）。

ただし、対象建築物の工事着工日（工事に着手する日）から竣工日（建築主事及び施主等による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確認日）までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。

⑺　施工体制等に関し、次の要件を備えていること。

①　施工にあたって、申請者の施工部門、品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）及び安全管理部門がそれぞれ独立した体制を取ること。

②　申請者としての「契約不適合等処理体制」が整備されていること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑼　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。